

議案第 40 号

小城市立小中学校における独立行政法人日本スポーツ振興
センター災害共済給付に係る共済掛金の保護者負担金の徴
収に関する規則

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 29 日

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 17 条第 4 項の規定に
より、保護者負担金を徴収するため規則を定める必要がある
これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市立小中学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金の保護者負担金の徴収に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第17条第4項の規定により、小城市立小中学校の児童又は生徒の保護者から徴収する災害共済掛金保護者負担金（以下「保護者負担金」という。）の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

(保護者負担金の額)

第2条 保護者負担金の額は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第7条第1号に規定する額の10分の50の額とする。

(保護者負担金の免除)

第3条 保護者が、次の各号のいずれかに該当するときは、保護者負担金を免除する。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。